

ID: 291

担当部署: 経済部 耕地林務課 管理係

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市農林業施設等災害復旧工事費分担金徴収条例 第1条		
例規番号	平成18年条例第160号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号。以下「法」という。)により、市が補助を受けて行う農林業災害復旧工事の費用に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき分担金を徴収することを目的とする。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文、第2条及び第3条の規定による。</p> <p>(分担金の額)</p> <p>第2条 分担金の額は、当該事業に要する費用のうち法第3条第1項に基づき国又は道から交付を受けた補助金の額を減じた額の範囲内とする。</p> <p>(被徴収者の範囲)</p> <p>第3条 分担金は、当該事業の施行によって直接利益を受けることとなる農地の所有者及び施設の利用者から徴収する。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日